

令和6年度森林動物行動圏等調査事業 業務説明書

1. 業務の目的

「滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画」、「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」および「滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、ニホンザル、ニホンジカおよびイノシシの管理を図るため、これらの森林に生息する動物の行動圏等を調査することを目的とする。

得られたデータは、県の管理の方針を決定するためや特定計画、事業実施計画等の作成に活用するほか、地域住民、市町およびこれらの動物に係る関係者に提供し、効率的な被害対策を行うための資料等として活用するものとする。

2. 事業実施区域

滋賀県全域

3. 事業実施期間

契約の日から令和7年3月24日までとする。

4. 事業内容

(1) ニホンジカ生息密度調査

以下により調査を実施し、県内に生息するニホンジカの生息密度を把握する。

- ① 糞塊密度による密度指標調査を実施する。
- ② 調査は、糞塊消失速度が低下する11月上旬頃に、県内全域において45箇所実施する。
- ③ 調査地域については、別途委託者と調整し決定するものとする。

(2) ニホンジカ・イノシシ分布状況調査

委託者が提供する狩猟カレンダー等の資料に基づき、ニホンジカおよびイノシシの分布状況等について分析を行う。

(3) ニホンジカ個体数の将来予測の更新

令和3年度事業における個体数推定結果をもとに、令和5年度までの委託者が提供する各地域の捕獲実績を用いて将来予測を更新し、予測個体数および目標達成に必要な捕獲数を算出する。予測値は、県内の湖北、湖東、湖西、湖南（東）、湖南（西）の5地域および県全域について算出する。設定する目標については、別途委託者と調整し決定するものとする。

(4) ニホンザル生息状況調査

以下により調査・分析を行い、滋賀県内のニホンザル生息状況を把握する。調査する群れは、県内に生息する群れのおよそ4分の1（調査対象地域は高島市）を予定している。

- ① ルートセンサス法での個体数等調査や各市町が保有する既存の群れの情報等の資料調査により、ニホンザルの群れの分布やその数、群れごとの加害レベルや行動域を把握する。
- ② 調査に際し市町に協力を要請するために委託者が行う調整協議（1回を予定）に同席し、調査概要等の説明を行う。

(5) ニホンジカ生息状況調査（比良山系蓬莱山山頂周辺地域）

糞塊密度による密度指標調査を実施し、確認された糞塊の位置、密度分布を図示するとともに、周辺の地形および植生等を考慮した上で利用状況の推察を行う。

- ① 調査ルートは、別紙の区域を網羅するものとし、過年度の実施状況を踏まえ、委託者と協議し設定するものとする。
- ② 調査は、糞塊消失速度が低下する11月上旬頃に実施する。

(6) ニホンジカ生息状況調査（鈴鹿山系御池岳周辺地域）

糞塊密度による密度指標調査を実施し、確認された糞塊の位置、密度分布を図示するとともに、周辺の地形および植生等を考慮した上で利用状況の推察を行う。

- ① 調査ルートは、別紙の区域を網羅するものとし、過年度の実施状況を踏まえ、委託者と協議し設定するものとする。
- ② 調査は、糞塊消失速度が低下する11月上旬頃に実施する。

(7) ニホンジカ生息状況調査（鈴鹿山系竜ヶ岳周辺地域）

糞塊密度による密度指標調査を実施し、確認された糞塊の位置、密度分布を図示するとともに、周辺の地形および植生等を考慮した上で利用状況の推察を行う。

- ① 調査ルートは、別紙の区域を網羅するものとし、過年度の実施状況を踏まえ、委託者と協議し設定するものとする。
- ② 調査は、糞塊消失速度が低下する11月上旬頃に実施する。

(8) ニホンザルユニット会議

県が主催する第二種ニホンザル特定鳥獣管理計画（第5次）に基づく以下のユニット会議に職員を派遣し、講習等を行う。

① ユニット合同会議

- ・ニホンザルの管理に必要な知識について講習を実施する。
- ・講師は、1名以上とする。
- ・会議参加者は、県、市町職員の50名程度とする。
- ・合同会議は、年1回の開催とする。
- ・日程調整、会場の手配は委託者が行い、会場使用料は委託者が負担する。
- ・講習に必要な資料、機器等の準備は受託者が行い、費用は受託者が負担する。

② 各ユニット会議

- ・ユニットごとの管理方針を定めるに当たり、基本的なニホンザルの管理方法の説明や、地域ごとの群れの特性、生息環境等に応じた助言を参加者に対し行う。
- ・講師は、2名以上（主担当、副担当）とする。
- ・会議参加者は、県、市町職員の20名程度とする。
- ・ユニット会議は、年2回（2ユニット）実施する。
- ・日程調整、会場の手配は委託者が行い、会場使用料は委託者が負担する。
- ・講習等に必要な資料、機器等の準備は受託者が行い、費用は受託者が負担する。
- ・会議で定めた管理方針(案)について、図面等の資料を取りまとめる。

5. 委託業務成果物の提出

委託業務の成果物は2部提出するものとし、これとあわせて電子データについても提出すること。

別紙（区域図）

（5）ニホンジカ生息状況調査（比良山系蓬莱山山頂周辺地域）実施対象区域

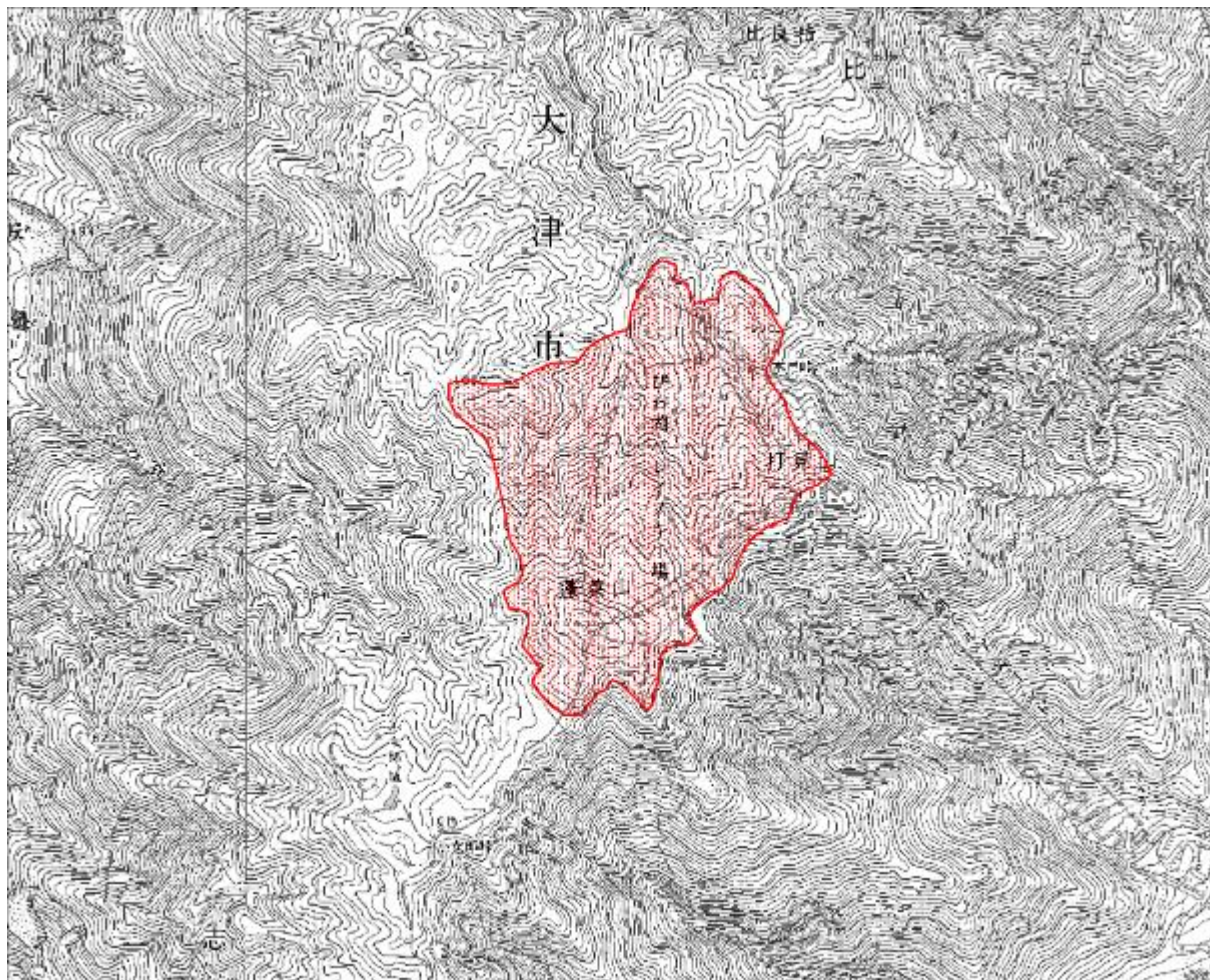


図 比良山系蓬莱山山頂周辺地域 調査実施対象区域

別紙（区域図）

（6）ニホンジカ生息状況調査（鈴鹿山系御池岳周辺地域）実施対象区域

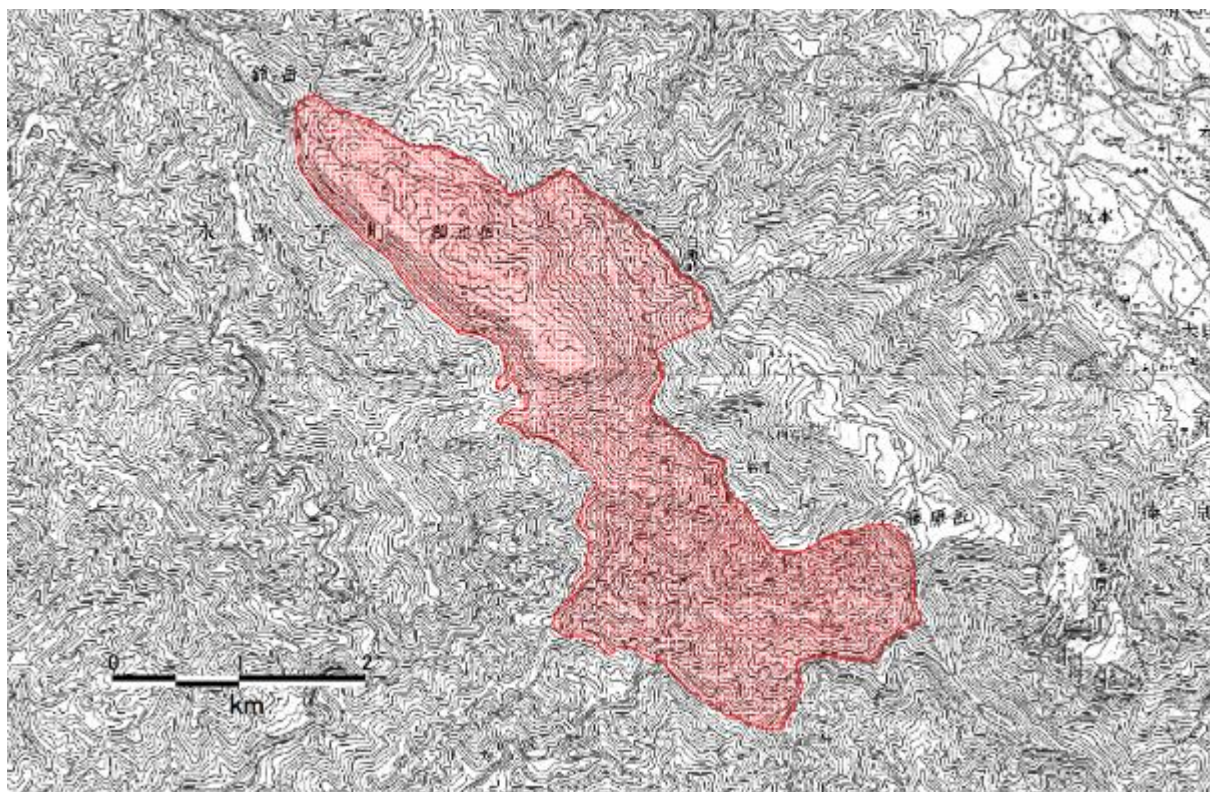


図 鈴鹿山系御池岳周辺地域 調査実施対象区域

別紙（区域図）

（7）ニホンジカ生息状況調査（鈴鹿山系竜ヶ岳周辺地域）実施対象区域

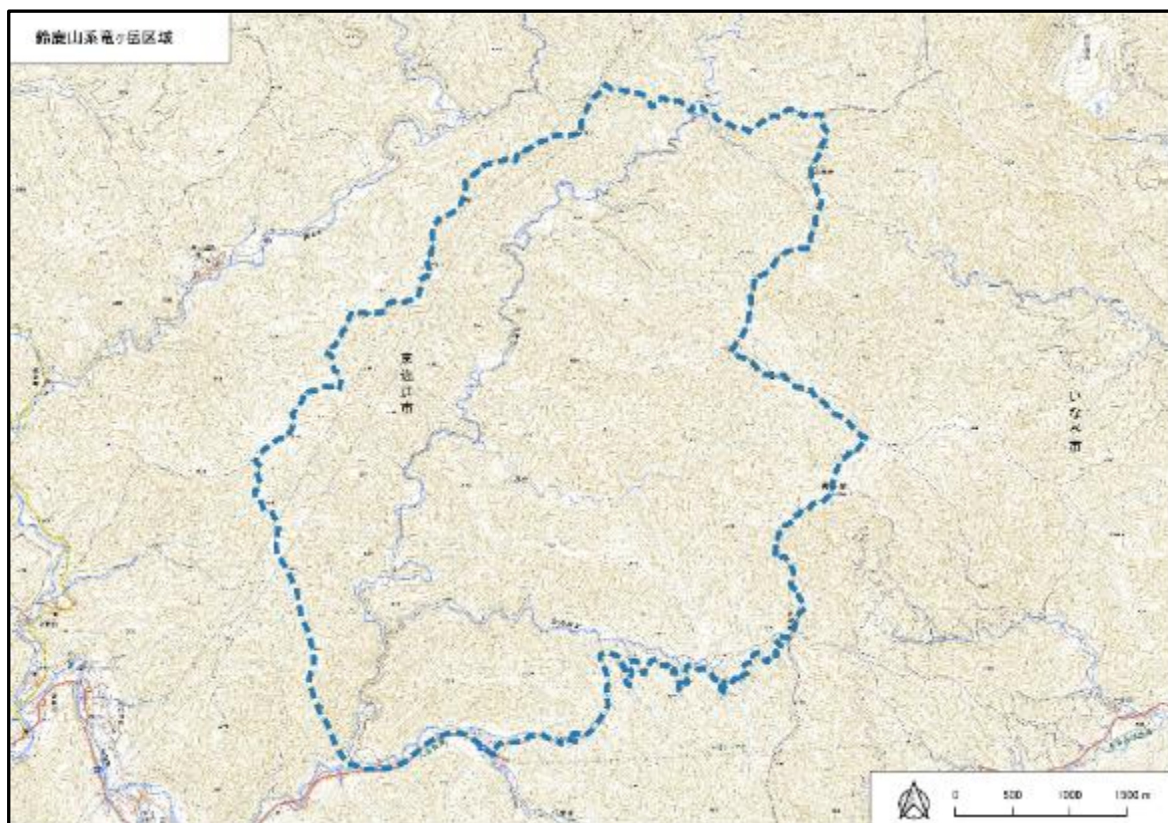


図 鈴鹿山系竜ヶ岳周辺地域 調査実施対象区域